

国庫補助等を伴わない国指定文化財等保護事業補助金交付要綱

令和 7 年 6 月 6 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）の規定に基づく文化財保護事業のうち、国庫補助金又は県費補助金の交付を受けない事業に係る市費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定め、文化財保護事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第 2 条 市長は、文化財の管理及び修理に多額の経費を要するため、当該文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に對し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、当該事業の事業費の 2 分の 1 以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、経年劣化、自然災害による破損等により、文化財としての価値を喪失し、又は大きく減ずるおそれがある場合において、それを未然に防ぐために行われる応急的な措置に係る補助金の額は、当該事業の事業費の 6 分の 5 以内（県指定文化財に係る事業の事業費にあつては、4 分の 3 以内）とする。

(その他)

第 4 条 前 3 条に定めるものを除くほか、補助金の交付申請その他の事務及び取扱いについては、防府市文化財保護事業補助金交付規則（昭和 4 2 年防府市規則第 3 6 号）の規定により交付される補助金に係る事務及び取扱いの例による。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。